

事 務 連 絡
令和8年7月 13 日

地方厚生（支）局
保険年金（企業年金）課 御中

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

企業型確定拠出年金の拠出限度額引上げに係る
事務の取扱いに関する参考資料の送付について

「国民年金基金令等の一部を改正する政令」（令和7年政令第 442 号）が令和7年12月24日に公布され、また「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」（令和8年厚生労働省令第111号）が令和8年6月30日に公布され、同年12月1日より施行することを踏まえ、企業型確定拠出年金の拠出限度額引上げに関して、事務的に整理している参考資料を送付させていただきますので、適宜事業主からの照会対応等にご活用いただくなど業務の参考としてください。

参考資料

「DC法」：確定拠出年金法（平成13年法律第88号）

「DC令」：確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）

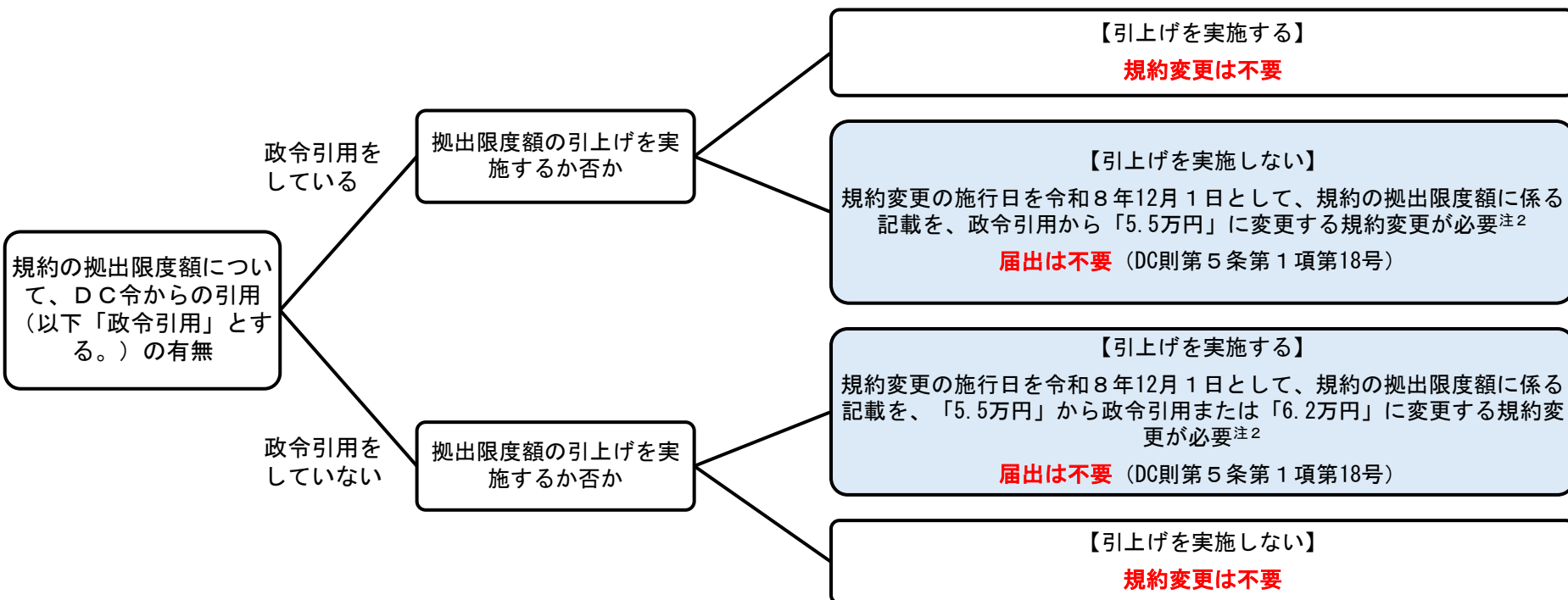
「DC則」：確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）

「企業型DC」：企業型確定拠出年金

企業型ＤＣの拠出限度額引上げに係る規約変更事務の取扱い（概要）

- 令和８年１２月１日の制度改正の施行により、企業型ＤＣの拠出限度額（以下「拠出限度額」とする。）について、現行の５.５万円から６.２万円に引き上がる。
- ※ 他制度加入者のうち、令和６年１２月の政令改正の施行に伴う経過措置^{注１}により旧制度を適用している者の拠出限度額は、従前のとおり２.７５万円となる。
- 規約変更の取扱いについては、各規約の拠出限度額の定め方及び拠出限度額引上げの有無により、以下のとおり。

【他制度を実施していない事業所の場合】

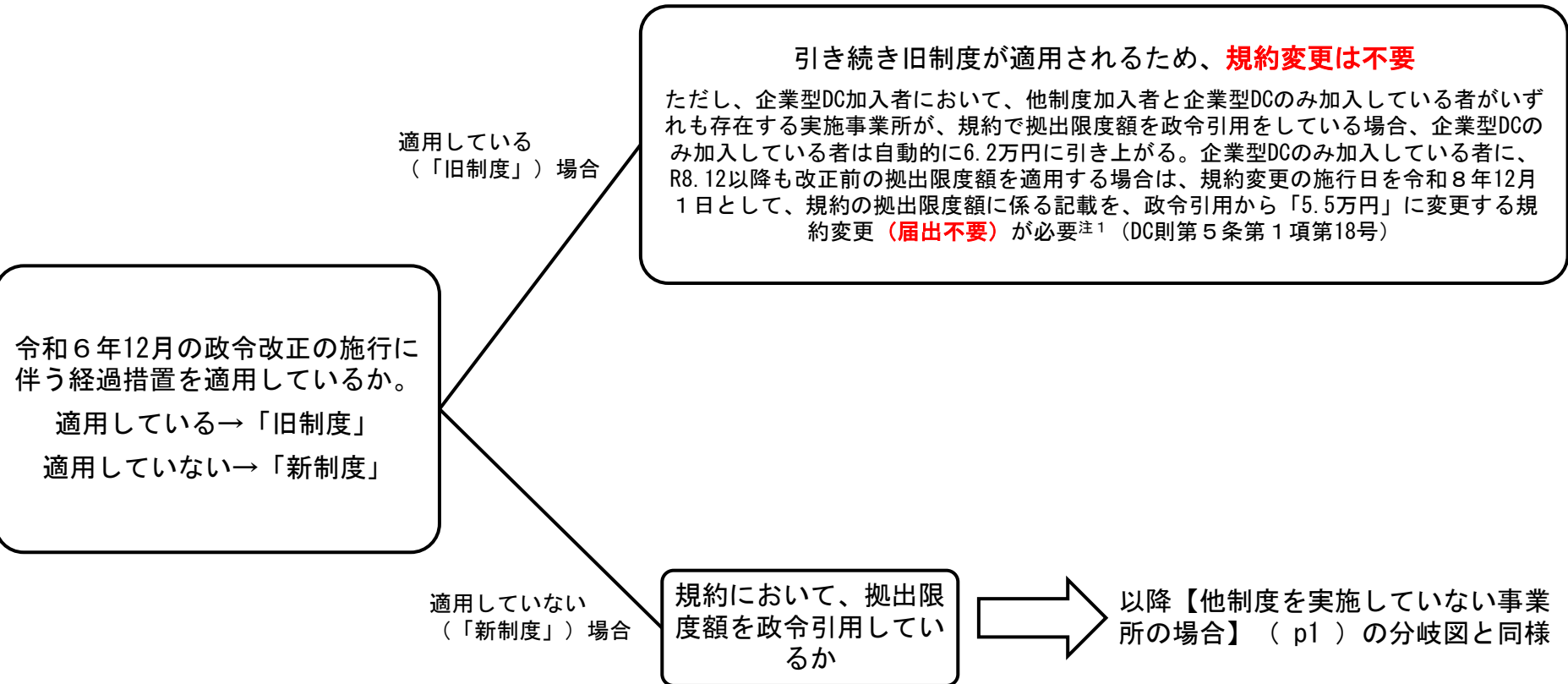


注１ 確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和３年政令第２４４号）附則第２項に定める経過措置

注２ 規約変更の施行日を令和８年１１月３０日以前とする場合は、**届出**が必要（DC則第５条第１項第１７号）
規約変更の施行日を令和８年１２月２日以後とする場合は、**変更承認申請**が必要（DC法第３条第３項第７号）
なお、制度改正の施行日より前に拠出限度額を「６.２万円」とする規約変更は不可

企業型DCの拠出限度額引上げに係る規約変更事務の取扱い（概要）

【他制度を実施している事業所の場合】



注1 規約変更の施行日を令和8年11月30日以前とする場合は、**届出**が必要（DC則第5条第1項第17号）
規約変更の施行日を令和8年12月2日以後とする場合は、**変更承認申請**が必要（DC法第3条第3項第7号）

企業型ＤＣの拠出限度額引上げに係る規約変更事務の取扱い

- 令和８年１２月１日を施行日とし、同日付の制度改正に伴う変更に係る事項として、下記（ケース①）～（ケース③）の規約変更を行う場合、ＤＣ則第５条第１項第１８号に該当し、**届出不要**となる。
- 制度改正の施行日の翌日（令和８年１２月２日）以降に、改正前のＤＣ令第１１条に定める拠出限度額（以下「旧拠出限度額」という。）から改正後の拠出限度額に変更する等、拠出限度額に実質的な変更がある規約変更を行う場合、ＤＣ法第３条第３項第７号に該当し、**規約変更の承認申請**が必要。
- ※ 令和８年１２月１日時点で、規約で政令引用を行っている場合は、拠出限度額は規約変更不要で自動的に引き上がる。
- ※ 実施事業所ごとに拠出限度額に係る規約変更を行うことも可能。

（ケース①）政令引用から旧拠出限度額に変更する場合

新	旧
（事業主掛金の額の算定方法） 第●条 各加入者に係る事業主掛金の額は、基準給与に１００を乗じた額とする。ただし、当該加入者に係る各拠出区分期間の事業主掛金の額は、<u>５．５万円</u>（以下「拠出限度額」という。）を超えてはならない。	（事業主掛金の額の算定方法） 第●条 各加入者に係る事業主掛金の額は、基準給与に１００を乗じた額とする。ただし、当該加入者に係る各拠出区分期間の事業主掛金の額は、<u>確定拠出年金法施行令（平成１３年政令第２４８号。以下「令」という。）第１１条各号に定める区分に応じて当該各号に定める額</u>（以下「拠出限度額」という。）を超えてはならない。

（ケース②）旧拠出限度額から政令引用に変更する場合

新	旧
（事業主掛金の額の算定方法） 第●条 各加入者に係る事業主掛金の額は、基準給与に１００を乗じた額とする。ただし、当該加入者に係る各拠出区分期間の事業主掛金の額は、<u>確定拠出年金法施行令（平成１３年政令第２４８号。以下「令」という。）第１１条各号に定める区分に応じて当該各号に定める額</u>（以下「拠出限度額」という。）を超えてはならない。	（事業主掛金の額の算定方法） 第●条 各加入者に係る事業主掛金の額は、基準給与に１００を乗じた額とする。ただし、当該加入者に係る各拠出区分期間の事業主掛金の額は、<u>５．５万円</u>（以下「拠出限度額」という。）を超えてはならない。

（ケース③）旧拠出限度額から改正後の拠出限度額に変更する場合

新	旧
（事業主掛金の額の算定方法） 第●条 各加入者に係る事業主掛金の額は、基準給与に１００を乗じた額とする。ただし、当該加入者に係る各拠出区分期間の事業主掛金の額は、<u>６．２万円</u>（以下「拠出限度額」という。）を超えてはならない。	（事業主掛金の額の算定方法） 第●条 各加入者に係る事業主掛金の額は、基準給与に１００を乗じた額とする。ただし、当該加入者に係る各拠出区分期間の事業主掛金の額は、<u>５．５万円</u>（以下「拠出限度額」という。）を超えてはならない。

企業型ＤＣの拠出限度額引上げに伴う経過措置

- 令和８年１２月１日の制度改正の施行に伴い、拠出限度額引上げが行われたことにより、加入者が、事業主掛金と企業型年金加入者掛金（以下、「加入者掛金」とする。）の合計額が旧拠出限度額より多い額となるように、加入者が加入者掛金額を拠出する変更を初めて行う場合について、令和８年１２月１日から令和９年１１月３０日までの間、拠出単位期間につき加入者掛金額を１回に限り変更できること（ＤＣ令第６条第４号ハ）の例外とする経過措置を設ける。

【経過措置を適用できる場合】

事業主掛金	月額３万円
加入者掛金	月額２万円 → ３万円

旧拠出限度額
を超える注１

【経過措置を適用できない場合①】

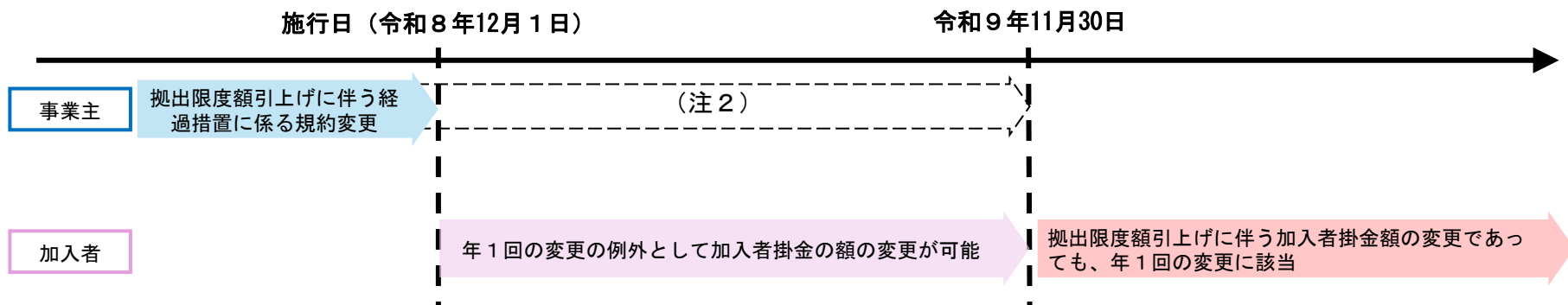
事業主掛金	月額３万円
加入者掛金	月額２万円 → ２.５万円

旧拠出限度額
と同額

【経過措置を適用できない場合②】

事業主掛金	月額２.５万円
加入者掛金	月額１万円 → ２万円

旧拠出限度額
を下回る



注１ 旧拠出限度額を算出する際は、改正前の他制度掛金相当額を用いるのではなく、企業型ＤＣ加入者掛金の引上げ時の他制度掛金相当額を用いること。

注２ 令和９年１１月３０日までの間であれば、任意の時期に経過措置に係る規約変更を行うことが可能。

企業型ＤＣの拠出限度額引上げに伴う経過措置に係る 規約変更事務の取扱い①

- 令和８年１２月１日から令和９年１１月３０日までの間、拠出限度額引上げが行われたことにより事業主掛金と加入者掛金の合計額が旧拠出限度額より多い額となるように、加入者が加入者掛金額を拠出する変更を初めて行う場合、拠出単位期間につき加入者掛金を１回に限り変更できること（ＤＣ令第６条第４号ハ）の例外とする経過措置を、規約に定めることで実施することが可能。
- 上記規約変更については、ＤＣ則第５条第１項第１８号に該当し、**「特に軽微な変更」（届出不要）**となる。

【規約変更（例）】

（加入者掛金の額の変更方法）

第●条 加入者は、次の各号に掲げる場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき１回に限り、事業主に申し出るにより加入者掛金の額を変更することができる。

（略）

附則

（施行期日等）

第１条 本規約は、令和８年１２月１日から施行する。

（企業型年金加入者掛金の額の変更に関する特例）

第２条 令和８年１２月１日から令和９年１１月３０日までの間、規約第●条の「次の各号に掲げる場合」を「各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額及び企業型年金加入者掛金の額の合計額が国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和７年政令第４４２号）による改正前の令第十一条の規定又は国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成２６年政令第７４号）第三条第四項により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成２６年政令第７３号）による改正前の令第十一条の規定により算定した当該企業型年金加入者に係る拠出限度額（法第二十条に規定する拠出限度額をいう。）より多い額となるように当該企業型年金加入者掛金の額を初めて引き上げる場合及び次の各号に掲げる場合」とする。

企業型ＤＣの拠出限度額引上げに伴う経過措置に係る 規約変更事務の取扱い②

- 加入者掛金の額の変更月をあらかじめ定めている規約は、その変更月においてのみ加入者掛金の額の変更が可能となることから、前頁の経過措置を実施する際に、あらかじめ定めた変更月以外の月に、制度改正に伴い臨時に変更月を設けたい場合に、臨時の変更月を定める規約変更が必要となる。
- 上記規約変更については、ＤＣ則第５条第１項第18号に該当し、「特に軽微な変更」（届出不要）となる。

【規約変更（例）】※あらかじめ規約に定めた変更月が６月の場合

（加入者掛金の額の変更方法）

第●条 加入者は、次の各号に掲げる場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき１回に限り、毎年６月に事業主に申し出ることにより加入者掛金の額を変更することができる。

（略）

附則

（施行期日等）

第１条 本規約は、令和８年12月１日から施行する。

（企業型年金加入者掛金の額の変更に関する特例）

第２条 令和８年12月１日から令和９年11月30日までの間、規約第●条の「次の各号に掲げる場合」を「各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額及び企業型年金加入者掛金の額の合計額が国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和７年政令第442号）による改正前の令第十一条の規定又は国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第三条第四項により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）による改正前の令第十一条の規定により算定した当該企業型年金加入者に係る拠出限度額（法第二十条に規定する拠出限度額をいう。）より多い額となるように当該企業型年金加入者掛金の額を初めて引き上げる場合及び次の各号に掲げる場合」とし、「毎年６月」を「毎年６月（ただし、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（令和８年厚生労働省令第●号）第５条に定める企業型年金加入者掛金の額の変更に関する特例を適用する場合においては４月、６月及び11月）」とする。